

議案第 35 号

北九州市学校給食審議会委員の委嘱について

北九州市学校給食審議会委員を次のとおり委嘱する。

令和 3 年 12 月 9 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市学校給食審議会規則（昭和 39 年北九州市教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき委嘱している委員の辞任に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるので、この案を提出する。

北九州市学校給食審議会について

1 学校給食審議会とは

教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の企画および運営に関すること。
- (2) 学校給食の普及、発展に関すること。
- (3) 学校給食の指導方針に関すること。
- (4) その他学校給食に関して教育委員会が必要と認めること。

2 設置年月日

昭和39年4月1日

3 委員構成

- 定数 15人以内
- 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命または委嘱する。
 - (1) 学校給食を実施する学校の校長
 - (2) 父母教師会の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 学識経験者

4 委員の任期

- 委員の任期は2年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任することができる。
- 委員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

5 開催内容

- 毎年1回程度（給食費改定時には3回程度）。
- 給食費の改定等について審議する。

北九州市学校給食審議会 委員

【委嘱する委員（新任）】

氏名	役職
三浦 隆史	(一社)北九州市PTA協議会会長
古森 利香	(一社)北九州市PTA協議会副会長
原田 香	(一社)北九州市PTA協議会副会長
梅原 一浩	(一社)北九州市PTA協議会専務理事

任期

令和3年12月9日から令和4年6月30日まで

【参考（前委員）】

氏名	役職
小森 潤一郎	(一社)北九州市PTA協議会会長
森谷 康弘	(一社)北九州市PTA協議会常務理事
大庭 里美	(一社)北九州市PTA協議会副会長
吉井 裕子	(一社)北九州市PTA協議会副会長

解嘱年月日

令和3年12月1日

(案)

北九州市学校給食審議会委員<改選後>

令和3年12月9日 現在

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	小宮 けい子	北九州市議会議員	
	天本 祐輔	(公社) 北九州市医師会理事	
	加塩 大輔	(一社) 北九州市歯科医師会理事	
	白水 京子	(公社) 北九州市薬剤師会副会長	
	貴志 倫子	(大) 福岡教育大学教育学部家政教育ユニット教授	
	坂田 郁子	西南女学院大学保健福祉学部栄養学科教授	
北九州市PTA協議会	三浦 隆史	(一社) 北九州市PTA協議会会長	新任
	古森 利香	(一社) 北九州市PTA協議会副会長	新任
	原田 香	(一社) 北九州市PTA協議会副会長	新任
	梅原 一浩	(一社) 北九州市PTA協議会専務理事	新任
関係行政機関	藏内 保明	(公財) 北九州市学校給食協会理事長	
学校給食実施学校長	前田 としえ	北九州市立松ヶ江北小学校長	
	山口 典子	北九州市立筒井小学校長	
	渕上 瑞恵	北九州市立千代中学校長	
	諸藤 貴子	北九州市立引野中学校長	

《任期》

自 令和2年 7月 1日

至 令和4年 6月30日

*女性参画率 66.7% (10人/15人)

北九州市学校給食審議会委員

令和3年4月9日 現在

区分	氏 名	役 職 等	備考
学識 経験者	小宮 けい子	北九州市議会議員	
	天本 祐輔	(公社) 北九州市医師会理事	
	加塩 大輔	(一社) 北九州市歯科医師会理事	
	白水 京子	(公社) 北九州市薬剤師会副会長	
	貴志 倫子	(大) 福岡教育大学教育学部家政教育ユニット教授	
	坂田 郁子	西南女学院大学保健福祉学部栄養学科教授	
北九州市 P T A 協議会	小森 潤一郎	(一社) 北九州市 P T A 協議会会長	
	森谷 康弘	(一社) 北九州市 P T A 協議会常務理事	
	大庭 里美	(一社) 北九州市 P T A 協議会副会長	
	吉井 裕子	(一社) 北九州市 P T A 協議会副会長	
関係行政 機関	藏内 保明	(公財) 北九州市学校給食協会理事長	
学校給食 実施学校 校長	前田 としえ	北九州市立松ヶ江北小学校長	
	山口 典子	北九州市立筒井小学校長	
	渕上 瑞恵	北九州市立千代中学校長	
	諸藤 貴子	北九州市立引野中学校長	

《任 期》 自 令和2年 7月 1日
至 令和4年 6月30日

*女性参画率 66.7% (10人/15人)

北九州市学校給食審議会の設置根拠

付属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の付属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄の執行機関の付属機関として置かれるものとし、その担任する事項は、右欄に記載するとおりとする。

(委任)

第3条 前条の付属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営について必要な事項は、付属機関の属する執行機関が定める。

別表(第2条関係)

付属機関の属する執行機関	付属機関	担任する事項
教育委員会	北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。

北九州市学校給食審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定にもとづき、北九州市学校給食審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務組織および委員ならびにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の企画および運営に関すること。
- (2) 学校給食の普及、発展に関すること。
- (3) 学校給食の指導方針に関すること。
- (4) その他学校給食に関して教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命または委嘱する。

- (1) 学校給食を実施する学校の校長
- (2) 父母教師会の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数および議決)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校支援部学校保健課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。